

東村山市市民ステーションサンパルネ市民運営会議設置要領

(設置)

第1 市民の健康増進と市民交流を促進し、市の産業経済支援と観光事業を創出するため、東村山市市民ステーションサンパルネ（以下「サンパルネ」という。）の管理に関する基本協定第56条に基づき、サンパルネ市民運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) サンパルネの事業運営及び施設管理に関する意見又は要望

(2) サンパルネの事業運営に関する意見交換及び事業に関する企画提案

(組織)

第3 運営会議は、市民、有識者、指定管理者および市職員で、14名以内の委員をもって組織する。

2 前項の市民委員については、公募による。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 運営会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代表する。

(会議)

第6 運営会議は、会長が招集する。

2 運営会議は、必要があると認めるときは、専門有資格者および委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7 委員の報酬等は、無償とする。

(庶務)

第8 運営会議の庶務は、健康福祉部健康課において処理をする。

(適用)

第9 この要領は平成22年4月1日より適用する。

構成		人数
有識者	地域保健計画推進部会	1名
	東村山市商工会	1名
	東村山青年会議所	1名
地域住民	野口町1丁目自治会推薦	1名
西口公益施設検討会に所属		2名
市民	公募市民	5名
指定管理者		1名
行政職員	健康福祉部長の指名する職員	1名
	市民部長の指名する職員	1名